

「(仮称) 第 5 次宇都宮市男女共同参画行動計画」策定に向けた課題について

◎ 趣旨

「(仮称) 第 5 次宇都宮市男女共同参画行動計画」(以下「行動計画」という。)策定に向け、現行計画の取組の評価や市民意識調査の結果等を踏まえ、今後取り組むべき課題を協議するもの

1 男女共同参画行動計画の概要・・・資料 2

2 現状

(1) 社会情勢の変化・・・参考資料 1

- ・ 人口減少・少子高齢化が急速に進行。出生数は、令和元年以降 4 年連続で低下。
- ・ 未婚・単身世帯の増加など世帯構成が大きく変化。さらに、地方から東京圏を中心とした大都市圏へ若年者、特に女性が流出。
- ・ 女性の転出超過が続く場合、地方の人口減少は加速的に進行。多様な人材の確保・活用が困難となり、地域活力が低下が懸念されている。
- ・ 女性が首都圏へ転出している理由には、進学や就職だけでなく、「地元や親元を離れたかったから」が挙げられている。背景として、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の存在、また、「多様な働き方ができる企業が少ない」、「雇用者側に性別による役割分担意識が残っている」など、女性にとって地方が働きにくいことが指摘されている。
- ・ 人生 100 年時代を迎え、女性の人生と家族形態が変化・多様化する中、女性の経済的自立を可能とする環境整備が求められている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の就業者数が大きく減少した後、少しずつ持ち直しているものの、非正規雇用やひとり親世帯などの女性の雇用や生活面に大きな影響。
- ・ SDGs の目標である「ジェンダー平等」が世界的潮流。

(2) 国・県の動き・・・参考資料 1

- ・ 「働き方改革関連法」の施行や「女性活躍推進法」・「育児・介護休業法」の改正により、女性の就業継続と能力発揮、男性の育児休業取得促進など男女ともに家庭と仕事の両立が可能な就業環境の整備などが求められている。
- ・ 「DV防止法」の施行や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立により、被害者の保護と関係機関との連携の強化、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援などが求められている。
- ・ 国において「女性活躍・男女共同参画の重点方針」や「女性デジタル人材育成プラン」等が策定され、固定的な性別役割分担意識など課題への対応や、デジタルス

キルの向上とデジタル分野への就労支援などが求められている。

- ・ 令和4年9月に県において「とちぎパートナーシップ宣誓制度」が導入。性的マイノリティのカップルを認証。

(3) 本市の現状・・・参考資料2

ア データから見る本市の現状

(ア) 人口推移等の状況

- ・ 本市の人口は、平成29年をピークに減少に転じており、今後、更に、65歳以上の構成比が高まる一方、年少人口及び生産年齢人口の構成比が低下することが見込まれている。(P1 図1)
- ・ 本市の婚姻件数は、継続的に減少しており、10年間で34.9%減少、女性の未婚率も10年間で5.2%増加している。更に10年間で平均初婚年齢も1歳程度上がり、未婚化・晩婚化が進んでいる。(P2 図4, 図5)
- ・ 本市の家族構成は、継続的に単独世帯が増加しており、10年間で4.6%増加している一方、夫婦と子どもから成る世帯は減少し、10年間で2.4%減少している。(P2 図6)
- ・ 本市の女性の生産年齢人口は10年間で9%減少しており、減少の理由の一つとして、10歳代から20歳代の女性の首都圏への転出超過も続いている状況であり、進学や就職を機会に市外転出しているとみられる。

(イ) 女性の就業状況・・・参考資料2

- ・ 本市の女性全体の就業率や子育て期に当たる女性の就業率は、5年前に比べ増加しているが、正規雇用比率は全国と比較し低い状況である。(P5 図11), (P5 図13)
- ・ 本市の女性の正規雇用比率は、「25歳～29歳」でピークを迎えた後、低下が続き、男性の正規雇用比率と異なる状況となっている。(P5 図12)

(ウ) 指導的地位に占める女性

- ・ 本市の自治会長に占める女性の割合は4.2%であり、全国平均6.3%に比べ低くなっている。
- ・ 防災会議に占める女性の割合は4.3%であり、全国平均9.3%に比べ低くなっている。
- ・ 市議会における女性の割合は22.2%であり、全国平均16.8%と比較し高くなっている。
- ・ 審議会等における女性の割合は26.5%であり、国42.3%、県37.5%(R2)と比較し低くなっている。

(エ) DV被害

- ・ 本市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、401件であり5年前(H28:684件)と比較し、大きく減少している。(P7 図18)
- ・ 栃木県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は、減少傾向となっている。(P7 図19)

イ 市民意識調査等結果

(ア) 市民意識調査結果・・・参考資料3

a 男女の地位の平等感と固定的な性別役割分担意識

学校・教育の場では男女平等となっているが、社会通念・慣習や職場、自治会等において、「男性優遇」と感じている市民の割合が多く（「男性の方が優遇」社会通念・慣習:72.7%，職場 51.5%，自治会等:39.1%），また、固定的性別役割分担意識については、50 歳以上の男性が高い状況（「男は仕事，女は家庭にいるのが良い」40 歳代男性:3.2%，50 歳代男性:10.1%）となっている。

(P3 表 1)，(P4 図 1)

b 女性の就労等

「仕事と家事・育児・介護の両立が難しいため」退職した割合が 35.7%と高くなっている。(P8 図 9) また、再就職に必要なこととして、「夫の理解や家事・育児などへの参加 78.4%」を求めているほか、「子どもや介護者を預かる施設やサービスの充実 74.1%」や「フレックスタイム制度や育児休業制度の導入 56.1%」など柔軟な働き方を求めている。(P8 図 10)

c 男性のワーク・ライフ・バランス

男性が家事，子育て，介護，地域活動に積極的に参加していくためには、職場や周囲の理解が必要と考えている男性が多い。（「男性が家事，子育て，介護，地域活動に積極的に参加していくために重要なこと」職場の理解が得られること:20 歳代男性:63.2%，「男性が育児休業を取得しづらい理由」職場に取りやすい雰囲気がない:30 歳代男性 78.0%）(P4 図 2)，(P5 図 3)

d 地域・社会への参画

「地域における女性の参画」や「自治会等での地域社会での男女の地位の平等」に関する意識について、世代間や男女の別で差が生じている。（「女性の参画に必要なこと」男性優位の組織運営の改善 40 歳代男性 33.0%，40 歳代女性 41.3%）（「自治会等での地域社会で男性が非常に優遇されている」70 歳以上男性:3.2%，40 歳代女性:17.5% (P5 図 4)，(P6 図 6)

e 女性の健康に関するパートナーの理解

パートナーに自身の健康について「理解されている」と回答した女性の割合が前回調査から大きく減少している。（「健康に関してパートナーが理解してくれている」50 歳代女性 H28:60.1%⇒R3:34.2%）(P9 図 11)

f 多様な性について

「LGBT」など言葉の認知度は着実に上がっているが（H28:41.0%⇒R3:66.5%），性的マイノリティの方々の人権を守る必要性への理解が十分でない。（「性的マイノリティの方々の人権を守る啓発や施策が必要か」わからない:53.8%）(P12 図 15)

(イ) 事業所意識調査結果・・・参考資料3

a ワーク・ライフ・バランス

多くの企業が「有給休暇取得の奨励」や「定時退社の推奨」に取り組んでいるが、「フレックスタイム制度」や「在宅勤務（テレワーク）」などを導入している企業は少ない。（「フレックスタイム制度」：11.5%、「在宅勤務（テレワーク）」：18.3%）（P12 図16）

b 女性の活躍推進，管理職登用について

企業においては，女性の活躍を推進する上の必要な取組として，女性の継続就業（育児休業からの職場復帰など）の支援が最も多い。（59.3%）（P13 図18）
その一方で，女性管理職がない理由として，「能力の面で女性の適任者がいない」，「管理業務は女性に向いていない」と考える経営者や管理職も多い状況である。（「管理能力の面で適任者がいない，少ない」：36.9%）（P14 図19）

c 多様な性について

企業においては，性的マイノリティに関する取組を進めるに当たって，国や自治体に取り組んでほしいこととして，性的マイノリティに関する情報提供等を行政に求めている。（「ガイドライン等の提供」：29.8%）（P16 図21）

(ウ) 児童意識調査結果・・・参考資料3

a 将来の仕事

希望する職業に関して，小学生の時点で，男女の興味に差が生じている状況である。（「情報（システムエンジニア等）」 男子：9.8%，女子：1.1%）（P18 図25），（P19 図26）

b 「女（男）らしくしなさい」，「女（男）のくせに」と言われること

教育の場においては，男女平等教育が浸透しているが，家庭においては依然として，固定的性別役割分担意識が残っていることがうかがえる。（「女（男）らしくしなさい等と言う人 母：68.5%，父：31.5%」（P17 図23）

(エ) DV被害者実態調査結果・・・参考資料3

a 加害者からの暴力

5年以上の長期間に渡り加害者から暴力を受けていた被害者が多い。（5年～10年未満：24%，10年～20年未満：28%）（P20 図28）

b 被害者とその子どもへの支援

DV被害者の多くが仕事を継続する上で支援を必要としており，また，長期に渡り，心身の不調を抱えている。（「現在の健康」不安がある：72%）

（P23 図35，図36）また，被害者の子どものほとんどが身体的虐待や心理的虐待などを受けており，子どもへの支援について，「専門医によるケア」や「居場所作り」が求められている。（「子どもに対し必要な支援」 専門家の診察・カウ

ンセリング・メンタルケア:76%, 子どもの居場所作り・安心して遊べる居場所の提供:65%) (P24 37, P25 38・ 39)

3 現行計画の評価

(1) 第4次宇都宮市男女共同参画行動計画・・・ 参考資料4

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

施策の方向1 男女共同参画を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

【評価】 男女共同参画に関する教育や広報・啓発活動により子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成が図られるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、ライフスタイルが変化したことに伴い、男性の家事・育児等に費やす時間の割合が増加したと考えられる。

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

【評価】 男性を対象とした講座の実施など男女共同参画に関する様々な啓発や取組により、徐々に固定的な性別役割分担意識の解消が図られている。

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進

【評価】 女性活躍に向けた人材育成や、仕事と子育て等との両立支援、働きやすい職場環境整備の促進に取り組み、女性の就業率は上昇したものの目標には達しておらず、女性管理職の割合も下回っている。一方、男性の育児休業取得率については、勤労者や子育て世代を対象にした啓発事業の取組のほか、育児・介護休業法の改正により、取得率が上昇したものと考えられる。

施策の方向4 地域社会における男女共同参画の推進

【評価】 女性のチャレンジ支援や地域における男女共同参画の推進に取り組んだが、新型コロナの影響により、社会活動に参加している人の割合は減少している。

施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進

【評価】 審議会等への女性登用を促進するため、庁内各課への働きかけを行っているが、「該当分野に女性がいない」等の理由により、目標を達成していない。

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【評価】 DVや性暴力等の未然防止のための意識啓発や、相談や一時保護の支援、自立支援事業の実施などに取り組み、DV被害を受けたことのある女性の割合は減少している。

施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

【評価】 多様な性に関する理解促進に向けた啓発の実施や社会的関心の高まりにより、市民のLGBTの言葉の認知度が高まっている。また、女性の身体的特性や妊娠・出産などライフステージに留意した健康支援に取り組んだ。

【全体評価】

- ・ 本計画の目指すべき姿である「一人ひとりが尊重され、多様な選択を可能にし、個性と能力を十分に発揮できる社会」の実現に向けて、男女共同参画の教育や啓発活動、女性活躍に向けた人材育成や仕事と子育て等との両立支援、働きやすい職場環境整備の支援、DV対策や多様な性に対する理解促進に取り組み、計画に掲げた各施策事業は概ね順調に進捗している。
- ・ 成果指標については、10の指標のうち※、評価「A」が4つ、評価「B」が4つであり、「民間企業の管理職に占める女性の割合」と「社会活動に参加している人の割合」は目標値を大きく下回っている。雇用の場や地域社会における男女共同参画の更なる推進が必要な状況である。

※「評価対象外」とした指標を除く。

(2) 第3次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画・・・参考資料5

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

【評価】 DVの防止・理解促進に向けて、民生委員等や中・高・大学等での出前講座に取り組んでおり、啓発を着実に進めている。しかし、新型コロナウイルスの影響により、中学校等でのデートDV出前講座が中止になるなどしたことから、活動指標の評価は対象外（コロナ）とした。

基本目標Ⅱ 相談から自立に向けた切れ目のない支援体制の充実

【評価】 相談窓口の周知やDV未然防止啓発に取り組んだことで、DV被害を受けたことのある女性の割合は減少している。また、他市での配偶者暴力相談支援センターの新設や国の実施するSNS等を利用した相談の開始など、相談の受け皿が増強されたことにより、本市への相談が減少していると考えられる。

相談から一時保護の支援、被害者の自立支援まで、関係部署・関係機関や民間支援団体等と連携し、切れ目のない支援に着実に取り組んでいる。しかし、新型コロナウイルスの影響により、被害者とその子どもを対象とした自立支援事業の各種講座等が中止になるなど、それらの活動指標については、対象外（コロナ）とした。

基本目標Ⅲ 関連機関等との連携の充実

【評価】 連携会議やケース会議の実施により、虐待等に係る部署等と連携して、被害者の状況に応じた相談支援に着実に取り組んでいるが、相談件数の減少に伴い、連携した相談事案件数も減少している。

【全体評価】

- ・ 配偶者からの暴力の根絶に向けて、DV防止啓発や若年層からの意識啓発の充実、相談窓口の周知、関係部署や関係機関と連携した相談支援、民間団体等と連携した自立支援事業に取り組み、施策・事業は概ね順調に推移している。
- ・ 活動指標については、「DV相談件数」と「関係部署等と連携して対応した相談事案件数」は目標値を大きく下回ったが、他市での相談窓口の新設や、国のSNSを利用した相談の開始など、相談の受け皿が増えたことにより、本市への相談が減少していると考えられる。
- ・ 成果指標については、「1年間にDVを受けたときに相談した女性の割合」は減少し目標値を下回っている。DVの潜在化を防ぐための取組が必要な状況である。

5 計画策定に向けた課題の総括

課題1 男女共同参画社会に向けた行動を促す更なる意識の変革

●固定的性別役割分担意識の解消に向けた各世代の意識醸成

- ・ 本市では、若年女性の大都市圏への転出が続いており、地域活力の低下が懸念されている。全国的に、若年女性が流出している理由として、地方に「雇用者側に性別による役割分担意識が残っている」など、地方に根強く固定的な性別役割分担意識が残っていることが指摘されている中、本市では、「社会通念・慣習や職場、自治会等において、『男性優位』と感じている女性の割合は高く、また、中高年の男性に固定的性別役割分担意識が高い状況となっていることから、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）を含めた固定的性別役割分担意識の解消に向け、各世代や活動の場に応じた意識醸成を図るための啓発が必要である。

●男性の家庭参画促進に向けた男性自身と企業の意識醸成

- ・ 本市の女性全体の就業率や子育て期に当たる女性の就業率は増加しているが、子育て期の女性においては、再就職に「夫の理解や家事・育児などへの参加」を求めていること、また、家事や育児など、家庭生活における女性の負担は依然として大きいことから、男性自身の家事・育児への理解を深め実践につながる取組を充実し、より一層、男性の家庭参画を促す必要がある。
- ・ 男性の家庭参画を促すためには、「職場の理解」が必要とされており、育児休業の取得について、本市では、「職場に取りやすい雰囲気がない」などの意見が多いことから、企業において、経営者・管理職の意識醸成や男性従業員が家事・育児に参加でき

る職場風土づくりなど企業における取組を促進していく必要がある。

●女性活躍に向けた企業の意識醸成

- ・本市の民間企業における女性管理職の割合が低い状況であり、「能力の面で女性の適任者がいない」、「管理業務は女性に向いていない」と考える経営者や管理職の意識が女性の活躍を阻害する一因となることから、女性のキャリア形成支援や固定的性別役割分担意識の解消など企業における経営者・管理職の意識変革に向けた取組が必要である。

課題2 さまざまな分野における男女共同参画の推進

●女性の経済的自立に向けた環境整備

- ・人生100年時代を迎え、女性の人生と家族形態が変化・多様化している中で、本市の女性の就労形態は、男性に比べ、より不安定な非正規雇用が多い状況であるなど、女性の経済的自立を可能とする環境を整備する必要がある。
- ・国においては、女性の経済的自立に向けて、「女性デジタル人材育成」の推進が打ち出され、女性のデジタルスキルの向上と就労支援が求められている。また、本市女性においては、再就職に必要なこととして、「フレックスタイム制度の導入」など柔軟な働き方が求められているが、現状では、「フレックスタイム制度」や「在宅勤務（テレワーク）」を導入している企業が少ないことから、企業における柔軟な働き方の促進や、女性の柔軟な働き方を可能にするデジタルスキルの習得支援、就労支援が必要である。

●若年女性の流出防止に向けた雇用環境整備

- ・本市において、若年女性の首都圏への転出超過が続く中、本市の若年女性においても、多様な働き方やキャリアアップができる環境などを求めており、若年女性のニーズを踏まえた雇用の受け皿の確保や環境整備が必要である。

●地域活動における女性の参画促進

- ・本市の自治会長や防災会議に占める女性の割合は、全国と比べて低い状況にある。地域社会が抱える課題を解決するためには、男女双方の視点がより重要であることから、地域活動における女性の参画を促進することが必要である。
- ・本市の地域活動における女性の参画促進に向けては、性別により活動する分野に偏りがみられ、固定的な役割分担が伺えることから、男女が共に、様々な活動に参加できるように、それらの解消に向け、効果的な意識啓発を行っていくことが必要である。

●本市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ・本市の審議会等における女性登用状況は国や県と比較し低い状況であり、積極的な女性登用の働きかけがなされるよう、庁内所管課に対する周知の強化を図るとともに、更なる女性登用に向けた取組が必要。また、女性リーダーの育成に取り組むことが必要である。

課題3 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

●DV防止に向けた更なる周知啓発と未然防止

- ・本市の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数や県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は減少しているが、5年以上の長期間に渡り加害者から暴力を受けていた被害者が多い状況であり、また、被害者が相談に行くまでに時間がかかった理由として、「自分さえ我慢すればやっていけると思った」や「どこに相談してよいのかわからなかった」との回答も多いことから、DV被害の潜在化を防ぐため、相談窓口を広く周知していくことや未然防止の啓発が必要である。

●DV被害者とその子どもの自立に向けた支援の充実

- ・本市の加害者から離れた被害者の多くが、長期に渡り精神面での不調など不安を抱えており、心身の健康回復や就労など自立に向けた支援が必要であること、また、DV被害者の子どもが多くが身体的虐待や心理的虐待などを受けており、「専門医によるケア」や「居場所」が求められていることから、民間支援団体などと連携した自立支援の充実が必要である。

●社会全体での多様な性についての理解と取組の促進

- ・SDGsの目標である「ジェンダー平等」が世界的潮流となる中、本市のLGBTの認知度は着実に上がっているが、一方で性的マイノリティの方々の人権を守る必要性への理解が十分でない状況にあることや、企業においても性的マイノリティに関する取組に当たり、行政に対し情報提供などの支援を求めていることから、社会全体での理解促進のほか、企業における理解や取組促進に向けた支援を行っていくことが必要である。

●女性の健康への理解促進と健康支援

- ・人生100年時代を迎える中、本市女性においては、自身の健康について、パートナーに「理解されている」とした割合が全ての世代で低下していることから、妊娠、出産、更年期や女性特有の疾患等、女性の健康に対する理解を深められるよう、性差やライフステージに応じた正しい健康知識の理解促進や健康支援が必要である。

6 スケジュール

令和4年	8月～	男女共同参画審議会（庁外検討組織）開催
	10月～	男女共同参画推進委員会（第2回）開催
	11月～	男女共同参画審議会（第2回）開催
	12月～	パブリックコメント等の実施
令和5年	2月	庁議に付議 ⇒ 計画策定